

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年7月31日
【会社名】	パラカ株式会社
【英訳名】	Paraca Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 内 藤 亨
【本店の所在の場所】	東京都港区麻布台一丁目11番9号
【電話番号】	03(6230)2300(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部長 間 嶋 正 明
【最寄りの連絡場所】	東京都麻布台一丁目11番9号
【電話番号】	03(6230)2300(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部長 間 嶋 正 明
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 365,500,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	250,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成27年7月31日開催の取締役会決議によります。  
2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号  
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下、「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	250,000株	365,500,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	250,000株	365,500,000	-

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。  
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,462	-	100株	平成27年8月17日	-	平成27年8月17日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。  
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。  
3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先との間で当該株式の「総数引受契約」を締結しない場合は、当該株式に係る割当は行われなないこととなります。  
4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
パラカ株式会社 管理部	東京都港区麻布台一丁目11番9号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
三井住友信託銀行株式会社 本店営業部	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
365,500,000	-	365,500,000

(注) 1. 発行諸費用は発生いたしません。

2. 新規発行による手取金の額は本自己株式処分による手取金の額であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分による諸費用の概算額であります。

## (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額365,500,000円につきましては、平成27年9月1日以降、駐車場用地取得費用に充当する予定です。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

### 1 【割当予定先の状況】

#### a 割当予定先の概要

名称	三井住友信託銀行株式会社（信託E口）
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
直近の有価証券報告書提出日	平成27年6月29日

#### b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	割当予定先は平成27年6月30日現在において、当社の普通株式30,400株（発行済株式総数の0.304%）を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	当社は割当予定先と借入取引及び預金取引を行っています。
技術又は取引関係	当社の株主名簿管理人であり、当社は割当予定先と信託銀行取引を行っています。

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成27年7月31日現在のものです。なお、出資関係につきましては、平成27年6月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

#### （株式給付信託型ESOPの内容）

割当予定先は、当社が従業員インセンティブ・プラン（以下、「本制度」といいます。）として導入する「株式給付信託型ESOP」の株式取得管理給付信託の受託者であります。当社は割り当て予定先である三井住友信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、同社を受託者とする株式取得管理給付信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約によって設定される信託を「本信託」といいます。）を締結して本信託を設定し、割当予定先である三井住友信託銀行は、本信託の受託者として、割り当てを受けます。

本制度は、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式等により開示が義務付けられている「従業員株式所有制度」には該当しませんが、当社の従業員に対して当社株式を給付する仕組みであることから、「従業員株式所有制度」に準じて、以下本制度の内容を記載します。

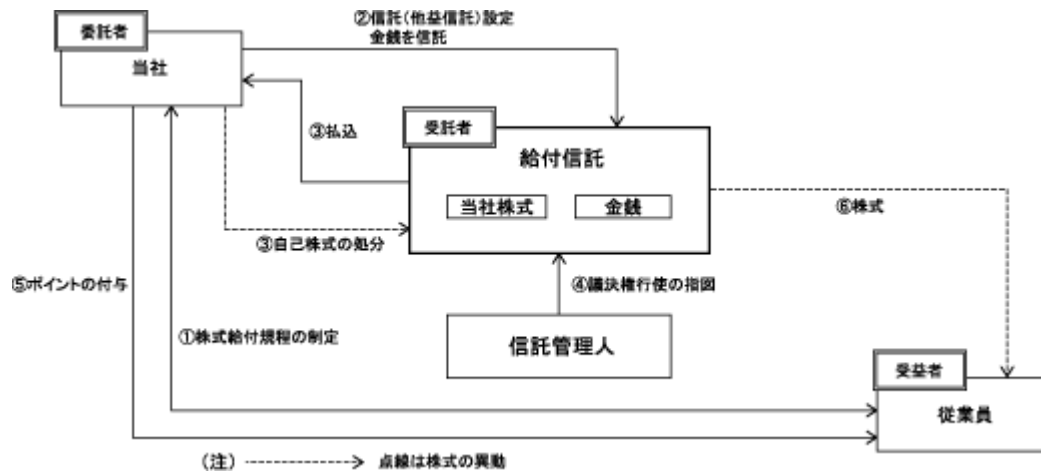
#### (a) 本制度の概要

当社は、従業員インセンティブ・プランとして、米国で普及している従業員向け報酬制度のESOP（Employee Stock Ownership Plan）を参考に、本制度の導入を検討してまいりました。

この度、経済的な効果を株主の皆様と共有できる形で、社員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、社員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図ること、人材採用において優秀な人員を確保すること、長期勤続に対する功労のための退職金制度を整備することを目的として、本制度を導入することと致しました。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下、「本信託」といいます。）を設定し、信託を通じて当社株式（当社普通株式。以下同じ。）の取得をおこない、当社従業員に対して、当社取締役会が定める株式給付規程に従って、その役位等に応じて付与されるポイントに基づき、本信託を通じて当社株式を交付するインセンティブ・プランであります。

当社は、株式給付規程に基づき、毎年、従業員に対し業績貢献度等に応じてポイントを付与し、退職時に（累積した）ポイントに相当する当社株式を無償で給付します。本制度の仕組みの概要は、以下のとおりです。



当社は従業員福利厚生制度の一つとして株式給付制度を導入します（株式給付規程を制定し、一定の要件を充足した従業員に対して株式を給付する義務を負います）。

当社は株式給付規程の対象となる従業員を受益者とする（受益者不特定の）「金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）」を設定し、当社株式の取得に要する金銭を信託します。

受託者は、今後給付が見込まれると合理的に見積もられる数の当社株式を一括して当社から取得します（自己株式の処分により取得します）。

当社から独立した信託管理人を設置し、議決権行使等の指図は信託管理人が行います。

当社は従業員に対し、あらかじめ定めた株式給付規程に基づき、勤続年数・職位・業績等に応じ、将来給付する株式を計算する為のポイントを付与していきます。

株式給付規程に定められた要件を従業員が充足し、給付を受ける株式数が確定したとき、当社からの連絡に基づき、受託者はその従業員に株式を給付します。

#### (b) 本信託の概要

- (1) 名称：株式給付信託型ESOP
- (2) 委託者：当社
- (3) 受託者：三井住友信託銀行株式会社
- (4) 受益者：従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定であります
- (6) 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (7) 本信託契約の締結日：平成27年8月17日（予定）
- (8) 金銭を信託する日：平成27年8月17日（予定）
- (9) 信託の期間：平成27年8月17日（予定）～平成37年7月末日（予定）

## c 割当予定先の選定理由

従業員インセンティブ・プランとして導入する株式給付信託型E S O Pに係る株式取得管理給付信託契約に基づき、受託者である三井住友信託銀行株式会社に設定される信託口に処分を行うものです。

## d 割り当てようとする株式の数

250,000株

## e 株券等の保有方針

処分先である三井住友信託銀行株式会社（信託E口）は、上記信託契約に基づき、信託期間内において株式給付規程に基づき当社株式等の信託財産を受益者に給付するために保有するものであります。

当社は処分先である三井住友信託銀行株式会社（信託E口）との間において、処分期日（平成27年8月17日）より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、内諾を得ております。

## f 払込みに要する資金等の状況

処分先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、株式給付信託型E S O Pに対する当社からの当初信託金をもって割当日において信託財産内に存在する予定である旨、信託契約書（案）により確認を行っております。

## g 割当予定先の実態

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社（信託E口）は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、当社から独立した第三者である信託管理人の指図に従い当社株式の議決権を行使します。なお、信託管理人は、本信託の受託者である三井住友信託銀行（信託E口）に対して議決権行使に関する指図を行うに際しては、発行会社の株式の価値の向上を図り、受益者の利益を増大するよう自らの知見に基づき各議案についての賛否を決定します。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「特定団体等」といいます。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、割当予定先である三井住友信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査を行い、同社の行動規範の一つとして「反社会的勢力への毅然とした対応」が掲げられ、その取り組みに問題がないことを確認しました。また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことについて、本信託契約において確約を受ける予定です。これらにより、割当予定先が、特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何ら関係を有していないと判断しております。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### a 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

1株あたりの処分価額は最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、平成27年7月31日開催の取締役会決議日の直前営業日である平成27年7月30日の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である1,624円から10.0%ディスカウントした1,462円（円未満切上）といたしました。なお、当該価額は東京証券取引所における当社株式の取締役会決議前1ヶ月（平成27年7月1日～平成27年7月30日）の終値平均である1,621円（円未満切捨）との乖離率-9.8%、同じく3ヶ月（平成27年5月1日～平成27年7月30日）の終値平均である1,417円（円未満切捨）との乖離率+3.1%、及び同じく6ヶ月（平成27年2月1日～平成27年7月30日）の終値平均である1,338円（円未満切捨）との乖離率+9.2%となっていることから、処分価額の算定は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、処分先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役3名（うち2名は社外監査役）が、上記と同様の理由により、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

### b 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

処分数量については、株式給付規程に基づき信託期間中に当社従業員に給付すると見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数9,977,800株（平成27年6月30日現在、以下同じ）に対し2.50%（小数点第3位を切捨）で、総議決権数95,618個に対する割合2.61%となります。

当社としては、本制度が従業員へのインセンティブ付与を目的として、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えております。

また、本自己株式の処分により割当てられた当社株式は株式給付規程に従い当社従業員へ給付されるものであり、流通市場への影響は軽微であると考えます。

以上により、本自己株式の処分による影響は軽微であり、合理的であると判断しています。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議決権 数に対する所有 議決権数の割合 (%)
日成ビルド工業株式 会社	金沢市金石北3丁目 16番10号	1,321,700	13.82	1,321,700	13.47
有限会社 リョウコーポレー ション	荒川区南千住6丁目 37 1 303	700,000	7.32	700,000	7.13
兼平 宏	世田谷区	553,000	5.78	553,000	5.63
日本トラスティ・ サービス信託銀行株 式会社(信託口)	中央区晴海1丁目8 11	447,000	4.67	447,000	4.55
SBIホールディング ス株式会社	港区六本木1丁目6 1	400,000	4.18	400,000	4.07
日信電子サービス株 式会社	さいたま市中央区鈴 谷4丁目8 1	300,000	3.13	300,000	3.05
株式会社プレステー ジ・インターナショ ナル	千代田区麹町1 4	300,000	3.13	300,000	3.05
内藤 宗	荒川区	280,000	2.92	280,000	2.85
内藤 主	荒川区	280,000	2.92	280,000	2.85
内藤 亨	荒川区	261,000	2.73	261,000	2.66
計		4,842,700	50.64	4,842,700	49.35

(注) 1. 平成27年6月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。  
2. 上記のほか当社保有の自己株式415,028株は割当後165,028株となります。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。



## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

### 第三部 【追完情報】

#### 1 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金は、本有価証券届出書提出日（平成27年7月31日）までの間に以下のとおり増加しております。

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総数 残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）
平成26年10月1日～ 平成27年7月31日	176,400	9,977,800	18	1,693

（注）新株予約権の権利行使による増加であります。

#### 2 事業等のリスク

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第18期）及び四半期報告書（第19期第2四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出後、本有価証券届出書提出日（平成27年7月31日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成27年7月31日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

#### 3 臨時報告書

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第18期）以降、本有価証券届出書提出日（平成27年7月31日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成26年12月19日提出の臨時報告書）

##### 1 提出理由

当社は、平成26年12月18日開催の当社第18期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

##### 2 報告内容

###### (1) 株主総会が開催された年月日

平成26年12月18日

###### (2) 決議事項の内容

###### 第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金12円 総額 112,636,464円

ロ 効力発生日

平成26年12月19日

###### 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役として、廣澤智、福島一、遠藤修介を選任する。

###### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、高橋聡を選任する。

###### 第4号議案 当社取締役及び監査役に対するストックオプションに係る報酬額及び内容決定の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	51,128	1,201	0	(注)1	可決 (88.52)
第2号議案					
廣澤 智	52,060	269	0	(注)2	可決 (90.13)
福島 一	51,788	541	0		可決 (89.66)
遠藤 修介	52,062	267	0		可決 (90.14)
第3号議案	46,668	5,661	0	(注)2	可決 (80.80)
第4号議案	39,916	12,413	0	(注)3	可決 (69.11)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

（平成26年12月19日提出の臨時報告書）

## 1 提出理由

平成26年12月18日開催の当社第18期定時株主総会の決議に基づき、平成26年12月18日開催の当社取締役会において、ストック・オプションとして新株予約権を平成27年1月9日に発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

## 2 報告内容

### 1. 取締役及び監査役に対する新株予約権

#### (1) 銘柄

パラカ株式会社第12-1回新株予約権

#### (2) 発行数

1,380個

#### (3) 発行価格

無償

#### (4) 発行価額の総額

未定

#### (5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式 138,000株

新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後に、当社が合併、会社分割、株式分割（株無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

#### (6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

未定（平成27年1月9日に確定する）

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値または新株予約権割当日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権割当後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

(7) 新株予約権の行使期間

平成28年12月19日から平成36年12月18日まで

ただし行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。

その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうち資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(11) 新株予約権の取得の申し込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役（社外取締役除く）3名、当社社外取締役 1名、当社監査役 3名

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役または使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません。

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

新株予約権者との取決めは、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約により定めるものとする。

## (14) 新株予約権の割当日

平成27年1月9日

## (15) 新株予約権の取得事由

新株予約権者が上記(8)の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができる。

## (16) 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(5)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記(7)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(7)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記(8)に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

上記(15)に準じて決定する。

## (17) 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

## 2. 従業員に対する新株予約権

## (1) 銘柄

パラカ株式会社第12-2回新株予約権

## (2) 発行数

500個

## (3) 発行価格

本新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズモデル」により算定された本新株予約権の公正価額を払込金額とする。

なお、本新株予約権の割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と本新株予約権の払込債務とを相殺するものとする。

## (4) 発行価額の総額

未定

## (5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式 50,000株

新株予約権 1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後に、当社が合併、会社分割、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

## (6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

未定（平成27年1月9日に確定する）

新株予約権 1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値または新株予約権割当日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{1 \text{株当り時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権割当後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

- (7) 新株予約権の行使期間  
平成28年12月19日から平成36年12月18日まで  
ただし行使期間の最終日が当社の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。
- (8) 新株予約権の行使の条件  
新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。  
新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。  
その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうち資本組入額  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (10) 新株予約権の譲渡に関する事項  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
- (11) 新株予約権の取得の申し込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳  
当社従業員 60名
- (12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役または使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係  
該当事項はありません。
- (13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容  
新株予約権者との取決めは、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約により定めるものとする。
- (14) 新株予約権の割当日  
平成27年1月9日
- (15) 新株予約権の取得事由  
新株予約権者が上記(8)の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができる。



## (16) 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(5)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記(7)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(7)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記(8)に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

上記(15)に準じて決定する。

## (17) 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（平成27年1月9日提出の臨時報告書の訂正臨時報告書）

## 1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

当社は、平成26年12月18日開催の当社第18期定時株主総会の決議に基づき、平成26年12月18日開催の当社取締役会において、ストック・オプションとして新株予約権を平成27年1月9日に発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

この度、同報告書の提出時において未定となっておりました事項が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 訂正事項

訂正箇所は下線を付して表示しております。

### 1．取締役及び監査役に対する新株予約権

#### (4) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

126,684,000円

#### (6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

未定（平成27年1月9日に確定する）

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値または新株予約権割当日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

(後略)

(訂正後)

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、918円とする。

(後略)

### 2．従業員に対する新株予約権

#### (3) 発行価格

(訂正前)

本新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズモデル」により算定された本新株予約権の公正価額を払込金額とする。

(後略)

(訂正後)

新株予約権1個当たり 26,110円（1株当たり 261.1円）

(後略)

## (4) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

58,955,000円

## (6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

未定（平成27年1月9日に確定する）

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値または新株予約権割当日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

(後略)

(訂正後)

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、918円とする。

(後略)

## (11) 新株予約権の取得の申し込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

(訂正前)

当社従業員 60名

(訂正後)

当社従業員 45名

（平成27年4月10日提出の臨時報告書）

## 1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

### (1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となるもの

日成ビルド工業株式会社

### (2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

日成ビルド工業株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	9,421個	9.93%
異動後	9,840個	10.35%

(注1) 当該主要株主の異動前「所有議決権の数」は、当該主要株主が提出した大量保有報告書（変更報告書）に記載された株式数を基準としております。なお、当社が把握している平成26年9月30日現在の株主名簿における所有議決権の数は0個であります。

異動前 提出日 平成27年3月10日（報告義務発生日 平成27年3月6日）

(注2) 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、平成27年3月10日現在の発行済株式総数9,895,000株から平成26年9月30日現在の議決権を有しない株式数415,900株を控除した総株主の議決権の数94,791個を基準に算出しております。

(注3) 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、平成27年3月31日現在の発行済株式総数9,915,400株から議決権を有しない株式数416,200株を控除した総株主の議決権の数94,992個を基準に算出しております。

(注4) 「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第三位を切り捨てております。

### (3) 当該異動の年月日

平成27年3月31日

### (4) その他の事項

当該異動の経緯

平成27年3月31日現在の株主名簿により、主要株主の異動が判明いたしました。

本報告書提出日現在の当社の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 1,674,824,737円

発行済株式総数 普通株式 9,915,400株

（平成27年7月31日提出の臨時報告書）

## 1 提出理由

当社は、平成27年7月31日開催の取締役会の決議において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社取締役に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

## 2 報告内容

イ 銘柄 パラカ株式会社 第13回新株予約権

### ロ 新株予約権の内容

#### (1) 発行数

4,000個（新株予約権1個につき100株）

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式400,000株とし、下記(4)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

但し、上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する本新株予約権の総数とする。

#### (2) 発行価格

本新株予約権1個あたりの発行価格は、1,800円とする。なお、当該金額は、本新株予約権の発行を当社取締役会で決議した平成27年7月31日の前日の東京証券取引所における当社株価の終値、株価変動性、配当利回り、無リスク利率や本新株予約権の発行要項に定められた条件に基づいて、第三者評価機関である株式会社ブルー・コンサルティングが、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果と同額で決定したものである。

#### (3) 発行価額の総額

656,800,000円

#### (4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

## (5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,624円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の1株当り時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

## (6) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成31年1月1日から平成37年7月31日までとする。

## (7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成28年9月期から平成30年9月期までの累積当期純利益（当社の有価証券報告書に記載される損益計算書〔連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書〕における当期純利益をいい、以下同様とする。）が下記（a）から（c）に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 累積当期純利益が3,500百万円を超過した場合

行使可能割合：50%

(b) 累積当期純利益が3,600百万円を超過した場合

行使可能割合：75%

(c) 累積当期純利益が3,700百万円を超過した場合

行使可能割合：100%

ただし、平成28年9月期から平成30年9月期までのいずれかの期の当期純利益が1,000百万円以下となった場合、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は割当日から平成30年9月30日までの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも680円を下回った場合（但し、上記(5)に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）、上記に関わらず、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。

新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができる。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

その他の権利行使の条件は、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

ただし、(2)発行価格に影響を与え得る行使条件は設定できない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

八 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役 3名 4,000個（400,000株）

二 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません。

ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

4 最近の業績の概要

平成27年7月31日開催の取締役会において決議された第19期第3四半期（自平成26年10月1日 至平成27年6月30日）に係る四半期財務諸表は以下のとおりです。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領していません。

四半期財務諸表  
( 1 ) 四半期貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当第3四半期会計期間 (平成27年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,900	2,590
売掛金	50	93
前払費用	507	530
その他	72	82
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	2,531	3,296
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	768	740
土地	14,460	15,736
リース資産（純額）	1,735	1,751
その他（純額）	845	1,186
有形固定資産合計	17,810	19,414
無形固定資産	23	35
投資その他の資産	329	334
固定資産合計	18,163	19,785
資産合計	20,694	23,081
負債の部		
流動負債		
買掛金	147	144
1年内償還予定の社債	40	40
短期借入金	-	129
1年内返済予定の長期借入金	1,072	1,264
未払法人税等	471	207
賞与引当金	30	17
その他	658	695
流動負債合計	2,420	2,499
固定負債		
社債	290	260
長期借入金	7,865	9,416
リース債務	1,374	1,365
その他	487	463
固定負債合計	10,018	11,505
負債合計	12,438	14,004



(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当第3四半期会計期間 (平成27年6月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,642	1,693
資本剰余金	1,672	1,723
利益剰余金	5,135	5,834
自己株式	100	100
株主資本合計	8,348	9,150
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8	12
繰延ヘッジ損益	182	161
評価・換算差額等合計	174	148
新株予約権	81	75
純資産合計	8,255	9,077
負債純資産合計	20,694	23,081

## ( 2 ) 四半期損益計算書

## 第3四半期累計期間

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自平成25年10月1日 至平成26年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成26年10月1日 至平成27年6月30日)
売上高	7,483	8,098
売上原価	5,442	5,817
売上総利益	2,040	2,280
販売費及び一般管理費	748	799
営業利益	1,291	1,480
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	0	0
未払配当金除斥益	1	0
その他	0	0
営業外収益合計	2	1
営業外費用		
支払利息	194	184
その他	3	3
営業外費用合計	197	188
経常利益	1,096	1,293
特別利益		
固定資産売却益	24	0
特別利益合計	24	0
特別損失		
固定資産除却損	15	9
特別損失合計	15	9
税引前四半期純利益	1,105	1,284
法人税等	438	473
四半期純利益	667	811

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第18期)	自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日	平成26年12月19日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第19期 第2四半期	自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日	平成27年5月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年12月17日

パラカ株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水上 亮比呂
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	片岡 久 依

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているパラカ株式会社の平成25年10月1日から平成26年9月30日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パラカ株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### その他の事項

会社の平成25年9月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成25年12月20日付けで無限定適正意見を表明している。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、パラカ株式会社の平成26年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、パラカ株式会社が平成26年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年5月7日

パラカ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水 上 亮 比 呂 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高 橋 篤 史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているパラカ株式会社の平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第19期事業年度の第2四半期会計期間（平成27年1月1日から平成27年3月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成26年10月1日から平成27年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、パラカ株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。